

北秋田市子どもの輝き応援計画

子どもの貧困対策計画

令和3年3月

秋田県北秋田市

目 次

1.計画の策定にあたって

【計画の趣旨】	1
【計画策定の背景】	1
（1）日本の相対的貧困の現状	2
（2）貧困率の上昇と国における子どもの貧困対策 の推進に関する法律の施行	2
（3）国における子どもの貧困対策の取組	3
（4）県における子どもの貧困対策の取組	3
（5）北秋田市における子どもの貧困対策の取組	3
【計画の位置づけ】	4
【計画の期間等】	4

2.計画の基本的な方向性

【基本的な考え方】	4
-----------	---

3.施策の展開

【基本施策】	6
--------	---

〈基本施策1：教育の支援〉

①多様な幼児教育・保育環境の整備	6
②就学・教育支援の推進	7
③子どもの心身の健全育成の推進	8
④子どもの居場所づくり	9
⑤特別支援教育の推進	9

〈基本施策2：生活の支援〉

①生活・子育て・教育相談の充実	11
②健康の保持、増進	13
③子どもの生活支援	14
④住宅の支援	14
⑤保護者の生活支援	15

〈基本施策3：就労の支援と経済的支援〉

- ①就労に関する相談・情報提供……………16
- ②職業能力の向上を目指した支援……………16
- ③子どもの養育に関する経済的支援……………17
- ④教育・保育に関する経済的支援……………17
- ⑤生活に関する経済的支援……………18
- ⑥その他必要とする経済的支援……………19

4.計画の推進

- 【地域ネットワークの構築と強化】……………20
- 【計画の進捗と管理】……………21

5.資料

- 【国民生活基礎調査】
- 各種世帯の所得等の状況……………22
- 北秋田市の状況……………30

1.計画の策定にあたって

【計画の趣旨】

近年、社会経済情勢の変化に伴う子育て世代の所得減少や社会的孤立の拡大などにより、貧困の状態にある子どもや、その世帯の問題が深刻化しています。

厚生労働省が実施した平成30年度の「国民生活基礎調査」によると、我が国における子どもの貧困率は13.5%であり、過去最悪であった平成24年の16.3%からは回復傾向にあるものの、依然として厳しい状況で推移していることから、子どもの健全な育成のためには、国を挙げて総合的な貧困対策を推進する必要があります。

子どもたちが、健やかに逞しく希望に向かって成長し、この地域の将来を担っていくことが市民の願いです。子どもが持つ将来の可能性は、家庭が抱える様々な問題があっても努力により乗り越えていけるよう、地域社会で支えていくことが大切です。

「子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る」とした国の理念を受け、子どもたちと子育て家庭のそれぞれに視点を置き、接点や関連を持つ市民、各種団体、事業者、行政機関等が相互に連携・協力しながら、必要な支援を届けるとともに施策の充実を図っていくことを目的に、骨子計画となる『北秋田市子どもの輝き応援計画』を「北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」並びに「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」を補完する位置づけとし、策定するものです。

【計画策定の背景】

絶対的貧困と相対的貧困

貧困には二種類の定義があります。

一つは「絶対的貧困」です。これは、生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことを指します。

もう一つは「相対的貧困」です。これはその地域や社会において「普通」とされる生活を享受することが出来ない状態のことを指します。この場合は、「貧困」であるか否かは、その人が生きている社会の「普通の生活」との比較によって相対的に判断されます。「貧困」の基準が、その人が生きている国、地域、時代等

によって変化することが「絶対的貧困」との一番の違いです。国民全員の所得を高い順に並べた場合の真ん中にあたる額を中央値として、この額の半分以下の所得の人が相対的貧困となります。

計画に関する用語

- ・「可処分所得」とは、収入から税金、社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入のことです。
- ・「等価可処分所得」とは、世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割ったもの。世帯人員の違いを調整するため、世帯人員の平方根で割る方法がとられています。
- ・「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいいます。
- ・「子どもがいる現役世帯の貧困率」とは、現役世帯に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困に満たない世帯の世帯員の割合をいいます。
- ・「貧困線」とは、全ての世帯人員を等価可処分所得の低い順に並べた場合の中央値の半分の額をいいます。
- ・「相対的貧困率」とは、国民生活基礎調査において、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない人の割合をいいます。

(1) 日本の相対的貧困の現状

我が国における相対的貧困率は「国民生活基礎調査」に基づく算出値(全国値)が用いられており、平成30年の貧困線は127万円(H27は122万円)となっています。

全国値として、子どもの貧困率が13.5%(H24は16.3%、H27は13.9%)であるのに対し、子どものいる現役世帯のうち、大人一人の世帯の相対的貧困率は48.1%(H24は54.6%、H27は50.8%)となっています。

※国民生活基礎調査によるデータ等は、5.【資料】P22～に掲載しています。

(2) 貧困率の上昇と国における子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行

社会情勢の変化にともなう子育て世帯の所得の減少や、社会的孤立などで貧困状態にある子どもの増加傾向が懸念されています。

国によると日本の子どもの貧困率は、平成24年に16.3%とこれまでの「国民生活基礎調査」における最も高い数値となりました。

この状況を受け、国では貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることを防ぐため、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行しました。

(3) 国における子どもの貧困対策の取組

平成26年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援・経済的支援を重点施策にした今後の基本的な方針が示されました。

(4) 県における子どもの貧困対策の取組

こうした国の動きを受けて、秋田県においても平成28年3月に「秋田県子どもの貧困対策推進計画」が策定されました。

秋田県では、『手を伸ばせばすぐ届くところに、いつでも、子どもたちを見守る目と支えようとする人の輪(和)があり、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現』を目指し、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援・経済的支援の4項目を重点に、総合的な子どもの貧困対策に取り組んでいくこととしています。

(5) 北秋田市における子どもの貧困対策

当市においても、国や県の貧困対策の取組を踏まえ、困難な環境にある子どもと家庭への必要な支援・援助など、取組の方針となる骨子計画『北秋田市子どもの輝き応援計画』を策定するものです。

【計画の位置づけ】

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、地方公共団体には「教育の支援」（第 10 条）、「生活の支援」（第 11 条）、「保護者に対する就労の支援」（第 12 条）、経済的支援（第 13 条）について必要な施策を講じることが求められており、本計画はこれらの各施策についての骨子となるものです。

また、当市の最上位計画である「第 2 次北秋田市総合計画」や福祉・教育の各種計画等との整合性を図りながら、「北秋田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」並びに子ども・子育て支援法に基づく「北秋田市子ども・子育て支援事業計画」を補完する位置づけとしています。

【計画の期間等】

本計画は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画の期間とします。

なお、社会情勢や法整備の状況、情報や意見等を取り入れる必要が生じた場合は、適宜アンケート調査やパブリックコメント等を実施するなど、計画期間内においても柔軟に見直しを行います。

2. 計画の基本的な方向性

【基本的な考え方】

国では「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定後、「子供の貧困に関する大綱」を策定し、

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちにはない。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。

そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

としています。

この地域に生まれ、将来を担う子どもたちが、それぞれの生まれ育った環境によって、夢や希望をあきらめることがないように、本計画では第一の視点を『子どもたち』に置きます。

子どもたちが、自ら選択しチャレンジする意欲を大切にし、必要な教育や体験などの機会を確保できるよう施策の充実を図るとともに、子ども同士や家庭・学校・地域との関わりの中で、夢と希望に満ちた未来に向かって健やかに育つよう、地域が一体となって成長を見守り、応援していきます。

また、子どもの成長を支える家庭が、その努力のみでは解決できない課題によって、子どもの夢をあきらめさせることがないように、第二の視点を『子育て家庭』に置きます。

子育て家庭が、それぞれの課題を乗り越え、子どもの成長を支える基盤を確保できるよう施策の充実を図るとともに、子育てや成長に喜びと生きがいを感じながら暮らせるよう妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援・応援します。

本計画では、この二つの視点を基本に、課題や成果などの分析・確認を行い、取組内容の修正や新規事業の検討を行うとともに、計画の推進にあたっては、多様な機関や団体等が連携し、効率的かつ効果的な支援につなげていきます。

3.施策の展開

【基本施策】

当市においては、計画の趣旨と基本的な考え方にに基づき、以下の3項目を基本施策として取り組んでいきます。

〈基本施策1：教育の支援〉

全ての子どもたちが社会の一員として豊かな人生を実現するためには、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢や希望に挑戦できるようにすることが重要です。

学ぶ意欲と能力を高めることの大切さについて、子どもたち自身が理解していくためにも、質の高い教育の確保や学習環境の整備を進めるとともに、自らが相談や助けを求められる人や機関を教示するなど、子どもの健全な成長が家庭の状況に左右されることのないよう、総合的な教育支援を推進していきます。

①多様な幼児教育・保育環境の整備

◆延長保育：福祉課こども福祉係

保護者の就労形態の多様化や急用などにより、通常の保育時間を超えた保育が必要となる場合に延長保育事業を行っています。(幼保連型認定こども園、ほか市内10保育園)

◆一時預かり：福祉課こども福祉係

保護者が仕事や地域活動等のため、一時的に保育ができなくなった(事情により一時的な保育を必要とする)場合に、家庭保育の育児負担の軽減を図るため、一時預かり事業を行っています。(幼稚園型：幼保連携型認定こども園 余裕活用型：市内6保育園)

◆病児保育：福祉課こども福祉係

子どもが病気(病後、体調不良)の時でも仕事を休めなかったり、直ぐには迎えに来られない場合に、専用スペースで安静に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育事業を行っています。(病後児対応型：子育てサポートハウス 体調不良児対応型：幼保連携型認定こども園、ほか市内8保育園)

◆障がい児保育 : 福祉課こども福祉係

心身の発達の遅れにより、集団生活の中でサポートが必要な子どもの処遇向上を図るため、担当保育士の加配などを実施する障がい児保育事業を行っています。(幼保連携型認定こども園、ほか市内 10 保育園)

◆地域子育て支援センター : 福祉課こども福祉係

乳幼児や未就園児の親子が、家庭とは違った環境でゆっくりと遊んだり、情報の交換、子育ての悩み相談や質問を気軽にできるつどいの広場など、自由に集い過ごせる場を提供するとともに、定期的なイベントや子育て講座などを実施する地域子育て支援拠点事業を行っています。

(子育てサポートハウス、幼保連携型認定こども園、ほか私立 2 保育園)

◆子育てサポートハウス : 福祉課こども福祉係

地域子育て支援センター事業のほかに、病児保育事業(病後児)と一時預かり事業を年中無休体制で実施しています。

(子育てサポートハウスわんぱあく:北秋田市社会福祉協議会に管理運営委託)

②就学・教育支援の推進

◆不登校児童生徒対策事業 : 教育委員会・学校教育課

適応指導教室「さわやか教室」を開設し、不登校児童生徒への学習支援を行うとともに、保護者への教育支援・相談活動を行っています。

また、あきたリフレッシュ学園において、不登校児童生徒を対象とした体験型の学習の場を提供し、学校復帰を支援しています。

◆就学援助事業(小・中学校) : 教育委員会・学校教育課

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費、医療費、学校給食費等の必要な援助を行っています。

◆特別支援教育就学奨励費支給（小・中学校）：教育委員会・学校教育課

特別支援教育の充実を図るとともに、特別支援学級に入級している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、学用品・給食費等の必要な援助を行っています。

◆北秋田市奨学金：教育委員会・総務課

北秋田市民の子弟であり、高等学校（県立技術専門校中卒コース含）、高等専門学校、短期大学（職能短大及び県立技術専門校高卒コース含）、または大学（職能大学校含）に在籍する方を対象に、奨学金を無利子で貸与しています。

償還は貸付期間の2倍の期間内で月賦払いとなります。（繰り上げ返還可）また、他の奨学金との併用も可能としています。

◆ひとり親家庭入学祝金：福祉課こども福祉係

小・中・高等学校等へ入学する児童・生徒のいるひとり親家庭に、入学時の学用品等の準備費用を支援するため、一人につき2～5万円の祝い金を支給しています。

③子どもの心身の健全育成の推進

◆小・中学校における健康管理：教育委員会・学校教育課

児童生徒の健康管理を適切に行うため、各学校に学校医、学校薬剤師を配置するとともに、児童生徒と教職員の健康診断、就学時健康診断を実施しています。また、全国市長会学校災害賠償保険や日本スポーツ振興センター災害共済に加入し、万が一の事故等に備えています。

◆スクールカウンセラー：教育委員会・学校教育課

小・中学生が抱える不安、ストレスなどを和らげ、いじめや不登校を未然に防止するために、県教育委員会から配置されたスクールカウンセラーを活用しています。

◆不登校支援ネットワーク連絡会議：教育委員会・学校教育課

児童生徒の家庭や学校での状況を把握し、関係機関等との連携や情報交換を行い、不登校の児童生徒に寄り添いながら、必要な対策や支援を行います。

◆要保護児童対策地域協議会 : 福祉課こども福祉係

児童福祉法に定められている「子どもを守る地域ネットワーク」であり、児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関が情報を共有し、役割分担による連携した援助を行います。

④子どもの居場所づくり

◆放課後児童クラブ : 教育委員会・生涯学習課

小学生児童の健全育成と安全の確保を図るため、保護者が共働き等により昼間家庭にいない児童が放課後等に安心・安全に過ごせるように、放課後児童支援員を配置した市内小学校ごとの施設で、健全な遊びと生活の場を提供しています。(一部を北秋田市社会福祉協議会に管理運営委託)

◆児童館 : 福祉課こども福祉係

おおむね3歳以上の幼児から小学校児童を対象に、児童厚生員を配置した鷹巣地区3か所の児童館で、健康増進と情操を豊かにすることを目的に健全な遊びと場を提供しています。(北秋田市社会福祉協議会に管理運営委託)

◆子育て短期支援事業 : 福祉課こども福祉係

保護者の疾病や仕事、または母子が緊急一時的に保護を要する場合等に、児童育児等施設において一定期間、養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

ショートステイ(短期入所生活援助)とトワイライトステイ(夜間養護)及び利用に伴う通学時等の付き添いを実施しています。

(児童養護施設陽清学園と業務委託契約)

⑤特別支援教育の推進

◆小・中学校通級指導教室 : 教育委員会・学校教育課

学校生活や学習を行う上で特別な支援を必要とする児童生徒に対して、障がいの状態に応じた指導を行うため、鷹巣小学校、鷹巣中学校に通級指導教室を設置しています。併せて、市内の他の小・中学校に対象の児童生徒がいる場合には、職員が巡回して指導を行っています。

◆学校生活サポート事業 : 教育委員会・学校教育課

学校生活や学習を行う上で個別の支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活サポート員を配置し、学校生活における日常生活上の支援や学習支援、危険行動を防止するなどの安全配慮、障がいに対する周囲の理解促進などを行っています。

◆特別支援教育就学奨励費支給（小・中学校） : 教育委員会・学校教育課
－再掲－

特別支援教育の充実を図るとともに、特別支援学級に入級している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、学用品・給食費等の必要な援助を行っています。

◆就学支援事業 : 教育委員会・学校教育課

発達上配慮を必要とする幼児を早期発見するため、乳幼児健康診断における5歳児健康診断を活用しながら声かけや相談を行うとともに、必要に応じて発達検査等を行いながら小学校入学後の適切な指導方法を検討しています。

また、就学支援シートを作成し、スムーズに学校生活に適應できるよう支援しています。

〈基本施策2：生活の支援〉

経済的に厳しい状況にある子どもやその家庭が、日常生活において心理的、社会的に孤立した場合、立ち直ることが難しいことが多く、より一層深刻な状況に陥ることが懸念されます。

子育て家庭が安心して暮らせるよう相談体制の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長へとつなげるための保護者の妊娠期から子育て期にかけての切れ目のない支援に取り組んでいきます。

①生活・子育て・教育相談の充実

◆子育て世代包括支援センター：医療健康課（保健センター）

妊娠生活を健やかに過ごし、安心して出産を迎え、楽しく子育てができるための各種支援を行います。

妊娠・出産・育児に対する母子の心身の健康保持のため、母子健康教育や保健指導、訪問指導のほか、保健師・助産師・栄養士など専門職員が様々な悩みや質問に答える相談窓口を設置し、電話・窓口・訪問で対応しています。

また、妊娠届出時における母子健康手帳の交付、妊婦を対象とした生活の過ごし方や出産・育児への準備などを指導する妊婦保健指導、妊婦の交流も含めた母子健康教育、妊婦健康診査、産後1ヵ月健診、母乳育児相談、母子訪問指導等を実施するとともに、これらに係る費用を助成することで経済的負担の軽減を図るなど、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことにより、より安心できる環境づくりを推進します。

◆地域子育て支援センター：福祉課こども福祉係－再掲－

乳幼児や未就園児の親子が、家庭とは違った環境でゆっくりと遊んだり、情報の交換、子育ての悩み相談や質問を気軽にできるつどいの広場など、自由に集い過ごせる場を提供するとともに、定期的なイベントや子育て講座などを実施する地域子育て支援拠点事業を行っています。

（子育てサポートハウス、幼保連携型認定こども園、ほか私立2保育園）

◆子育てサポートハウス：福祉課こども福祉係－再掲－

地域子育て支援センター事業のほかに、病児保育事業（病後児）と一時預かり事業を年中無休体制で実施しています。

（子育てサポートハウスわんぱあく：北秋田市社会福祉協議会に管理運営委託）

◆スクールカウンセラー ： 教育委員会・学校教育課 ー再掲ー

小・中学生が抱える不安、ストレスなどを和らげ、いじめや不登校を未然に防止するために、県教育委員会から配置されたスクールカウンセラーを活用しています。

◆不登校支援ネットワーク連絡会議 ： 教育委員会・学校教育課 ー再掲ー

児童生徒の家庭や学校での状況を把握し、関係機関等との連携や情報交換を行い、不登校の児童生徒に寄り添いながら、必要な対策や支援を行います。

◆不登校児童生徒対策事業 ： 教育委員会・学校教育課 ー再掲ー

適応指導教室「さわやか教室」を開設し、不登校児童生徒への学習支援を行うとともに、保護者への教育支援・相談活動を行っています。

また、あきたりフレッシュ学園において、不登校児童生徒を対象とした体験型の学習の場を提供し、学校復帰を支援しています。

◆子育て短期支援事業 ： 福祉課こども福祉係 ー再掲ー

保護者の疾病や仕事、または母子が緊急一時的に保護を要する場合等に、児童育児等施設において一定期間、養育・保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

ショートステイ（短期入所生活援助）とトワイライトステイ（夜間養護）及び利用に伴う通学時等の付き添いを実施しています。

（児童養護施設陽清学園と業務委託契約）

◆家庭児童相談室 ： 福祉課こども福祉係

家庭における適正な児童教育をはじめ家庭児童福祉の向上を図るため、こども福祉係内に家庭相談員を配置し、各関係機関と連携しながら児童養育相談や児童に係る家族の相談、その他家庭児童福祉に関する様々な相談に対応しています。

◆母子・父子自立支援員 ： 福祉課こども福祉係

母子・父子の自立のため、こども福祉係内に自立支援員を配置し、情報提供や各種相談、指導のほか職業能力向上及び求職活動に関する支援や母子父子寡婦福祉資金貸付業務を行い、ひとり親家庭の経済的自立を支援しています。

◆生活困窮者自立支援事業 : 福祉課地域障がい福祉係

生活保護に至る前の段階での自立支援強化のため、生活困窮者に対して自立相談支援事業（北秋田市社会福祉協議会に委託）を実施しているほか、住宅確保給付金の支給を行っています。

◆生活保護 : 福祉課保護係

生活に困窮する人に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類の保護を行っています。

②健康の保持、増進

◆乳幼児健康診査 : 医療健康課（保健センター）

乳幼児の健全な発育の確認や心身障害・疾病・異常の早期発見と早期対応により健康の保持増進を図り、母親と家族の育児不安の解消につなげるため、4ヵ月児・10ヵ月児・1歳6ヵ月児・3歳児・2歳児歯科の各健診のほか、育児相談・健康相談を行っています。

◆乳児全戸訪問事業 : 医療健康課（保健センター）

全ての新生児並びに乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供とともに乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握に努めながら、養育についての様々な相談に対応し、助言や必要な援助を行っています。

◆子育て世代包括支援センター : 医療健康課（保健センター） -再掲-

妊娠生活を健やかに過ごし、安心して出産を迎え、楽しく子育てができるための各種支援を行います。

妊娠・出産・育児に対する母子の心身の健康保持のため、母子健康教育や保健指導、訪問指導のほか、保健師・助産師・栄養士など専門職員が様々な悩みや質問に答える相談窓口を設置し、電話・窓口・訪問で対応しています。

また、妊娠届出時における母子健康手帳の交付、妊婦を対象とした生活の過ごし方や出産・育児への準備などを指導する妊婦保健指導、妊婦の交流も含めた母子健康教育、妊婦健康診査、産後1ヵ月健診、母乳育児相談、母子訪問指導等を実施するとともに、これらに係る費用を助成することで経済的負担の軽

減を図るなど、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行うことにより、より安心できる環境づくりを推進します。

◆**福祉医療（マル福）** : **市民課**

乳幼児から高校生、重度心身障がい（児）者、高齢身体障がい者、母子・父子家庭の児童を対象に、受給者の心身の健康と生活の安定を図るため医療費を助成しています。

③子どもの生活支援

◆**放課後児童クラブ** : **教育委員会・生涯学習課** **－再掲－**

小学生児童の健全育成と安全の確保を図るため、保護者が共働き等により昼間家庭にいない児童が放課後等に安心・安全に過ごせるように、放課後児童支援員を配置した市内小学校ごとの施設で、健全な遊びと生活の場を提供しています。（一部を北秋田市社会福祉協議会に管理運営委託）

◆**児童館** : **福祉課こども福祉係** **－再掲－**

おおむね3歳以上の幼児から小学校児童を対象に、児童厚生員を配置した鷹巣地区3か所の児童館で、健康増進と情操を豊かにすることを目的に、健全な遊びと場を提供しています。（北秋田市社会福祉協議会に管理運営委託）

④住宅の支援

◆**ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金** : **福祉課こども福祉係**

児童を扶養するひとり親家庭等の福祉の維持・増進を図るため、母子・父子家庭並びに寡婦で、住宅の整備を必要としているものの自力では整備が困難な場合、住宅整備に係る資金の貸し付けを行っています。

◆**市営住宅入居等の優遇** : **都市計画課**

高齢者世帯、心身障がい者世帯（難病患者等世帯含む）、母子・父子世帯、犯罪被害者等世帯、DV被害者世帯、支援対象避難者を対象に、市営住宅の入居者抽選時に優遇措置を行っています。

⑤保護者の生活支援

◆福祉医療（マル福）：市民課－再掲－

乳幼児から高校生、重度心身障がい（児）者、高齢身体障がい者、母子・父子家庭の児童を対象に、受給者の心身の健康と生活の安定を図るため医療費を助成しています。

◆母子・父子自立支援員：福祉課こども福祉係－再掲－

母子・父子の自立のため、こども福祉係内に自立支援員を配置し情報提供、各種相談、指導のほか職業能力向上及び求職活動に関する支援や母子父子寡婦福祉資金貸付業務を行い、ひとり親家庭の経済的自立を支援しています。

◆生活困窮者自立支援事業：福祉課地域障がい福祉係－再掲－

生活保護に至る前の段階での自立支援強化のため、生活困窮者に対して自立相談支援事業（北秋田市社会福祉協議会に委託）を実施しているほか、住宅確保給付金の支給を行っています。

◆生活保護：福祉課保護係－再掲－

生活に困窮する人に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類の保護を行っています。

〈基本施策3：就労の支援と経済的支援〉

子どもとその家庭が安定した生活を送るためには、保護者が一定の収入を得ることが必要であり、社会情勢の変化や保護者が置かれている環境、抱えている課題などにより十分な収入が得られない場合は、生活基盤の安定に資する経済的支援が重要です。そのため、家庭の状況に応じた就労支援や各種手当、助成や貸付金等に関する諸制度についての周知や相談・支援を推進しながら、経済的な助けを必要とする保護者に適切な支援・援助を届けていきます。

①就労に関する相談・情報提供

◆母子・父子自立支援員：福祉課こども福祉係 ー再掲ー

母子・父子の自立のため、こども福祉係内に自立支援員を配置し情報提供、各種相談、指導のほか職業能力向上及び求職活動に関する支援や母子父子寡婦福祉資金貸付業務を行い、ひとり親家庭の経済的自立を支援しています。

②職業能力の向上を目指した支援

◆母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業：福祉課こども福祉係

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進、職業能力の開発・向上に資するため、主体的な能力開発の取組を支援し、母子・父子家庭の自立促進を図っており、指定する講座や研修を受講した場合、修了後にその費用の一部を支給しています。

◆高等職業訓練促進給付金事業：福祉課こども福祉係

母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進し、母子・父子家庭の自立促進を図っています。養成機関においてカリキュラムを修業する期間中の生活費及び修了給付金を支給します。

◆母子・父子自立支援員：福祉課こども福祉係 ー再掲ー

母子・父子の自立のため、こども福祉係内に自立支援員を配置し情報提供、各種相談、指導のほか職業能力向上及び求職活動に関する支援や母子父子寡婦福祉資金貸付業務を行い、ひとり親家庭の経済的自立を支援しています。

③子どもの養育に関する経済的支援

◆福祉医療（マル福）：市民課 ー再掲ー

乳幼児から高校生、重度心身障がい（児）者、高齢身体障がい者、母子・父子家庭の児童を対象に、受給者の心身の健康と生活の安定を図るため医療費を助成しています。

◆児童手当：福祉課こども福祉係

中学校修了前の児童を養育している人（保護者のどちらか）に、児童手当を支給しています。

◆児童扶養手当：福祉課こども福祉係

児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と、児童の健全育成及び資質向上を目的として、ひとり親家庭の児童（18歳の年度末、または身体や精神に障がいのある20歳未満の児童）を養育している人に、児童扶養手当を支給しています。

◆特別児童扶養手当：福祉課こども福祉係

身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育する人に、児童の福祉の増進のために特別児童扶養手当を支給しています。

◆第一子誕生ハッピーアニバーサリー事業：福祉課こども福祉係

世帯の第一子を妊娠した母親にお祝いとマタニティブルーの解消並びに育児に係る経済的な支援として、カタログの中から6万円相当の育児グッズを自由選択式で贈呈しています。

◆子育てファミリークーポン券事業：福祉課こども福祉係

第2子以降の子どもが生まれた世帯に、育児用品の購入や一時預かり保育の利用料など市内の加盟店や施設で使用できる1万5千円分の子育てクーポン券を就学前まで毎年贈呈しています。

④教育・保育に関する経済的支援

◆すこやか子育て支援事業 : 福祉課こども福祉係

入園児童の保護者の経済的負担を軽減するため保育所、幼保連携型認定こども園に入所している児童の保育料を補助しています。

◆就学援助事業（小・中学校） : 教育委員会・学校教育課 -再掲-

経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費、医療費、学校給食費等の必要な援助を行っています。

◆ひとり親家庭入学祝金 : 福祉課こども福祉係 -再掲-

小・中・高等学校等へ入学する児童・生徒のいるひとり親家庭に、入学時の学用品等の準備費用を支援するため、一人につき2～5万円の祝い金を支給しています。

⑤生活に関する経済的支援

◆ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金 : 福祉課こども福祉係 -再掲-

児童を扶養するひとり親家庭等の福祉の維持・増進を図るため、母子・父子家庭並びに寡婦で、住宅の整備を必要としているものの自力では整備が困難な場合、住宅整備に係る資金の貸し付けを行っています。

◆生活困窮者自立支援事業 : 福祉課地域障がい福祉係 -再掲-

生活保護に至る前の段階での自立支援強化のため、生活困窮者に対して自立相談支援事業（北秋田市社会福祉協議会に委託）を実施しているほか、住宅確保給付金の支給を行っています。

◆生活保護 : 福祉課保護係 -再掲-

生活に困窮する人に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類の保護を行っています。

⑦その他必要とする経済的支援

◆助産施設運営費（補助）：福祉課子ども福祉係

妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合、助産施設における助産を支援しています。

分娩介助料、入院基本料、食事療養費等、新生児保育料、産科医療保障制度保険料を補助しています。

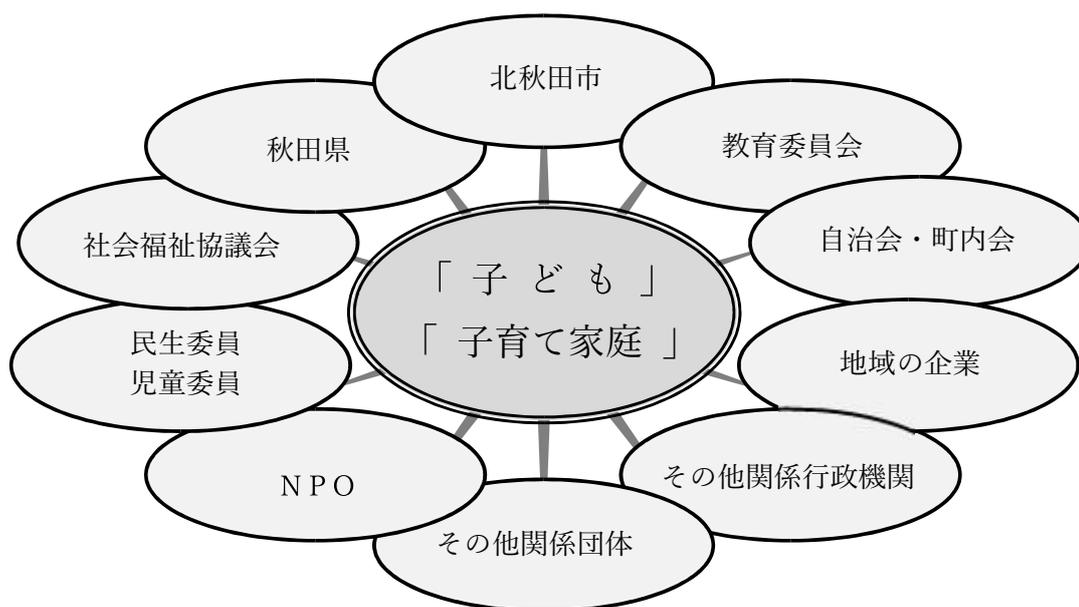
◆災害遺児見舞金：福祉課子ども福祉係

災害遺児家庭の福祉の増進を図るため、災害（交通事故、労働、自然）により、遺児となった児童に、見舞金を支給しています。（秋田県社会福祉協議会）

4.計画の推進

【地域ネットワークの構築と強化】

貧困の状態にある子どもを早期に把握し、適切な支援に「つなぐ」ため、多様な機能と役割を担う専門家や関係機関が連携・協力しながら、切れ目のない細やかかつ効果的な支援に向けた地域体制を構築、強化していきます。



3つの「つなぎ」

- ・子どもの発達・成長段階に応じた切れ目のない「つなぎ」
- ・教育と福祉等の「つなぎ」
- ・関係行政機関、地域の企業やNPO、自治会その他の関係者間の「つなぎ」

5.資料

【国民生活基礎調査】出典：平成30年国民生活基礎調査（厚生労働省）

II 各種世帯の所得等の状況

「2019年調査」の所得とは、2018（平成30）年1月1日から12月31日までの1年間の所得であり、貯蓄・借入金とは、2019（令和元）年6月末日の現在高及び残高である。
 なお、生活意識については、2019（令和元）年7月11日現在の意識である。

1 年次別の所得の状況

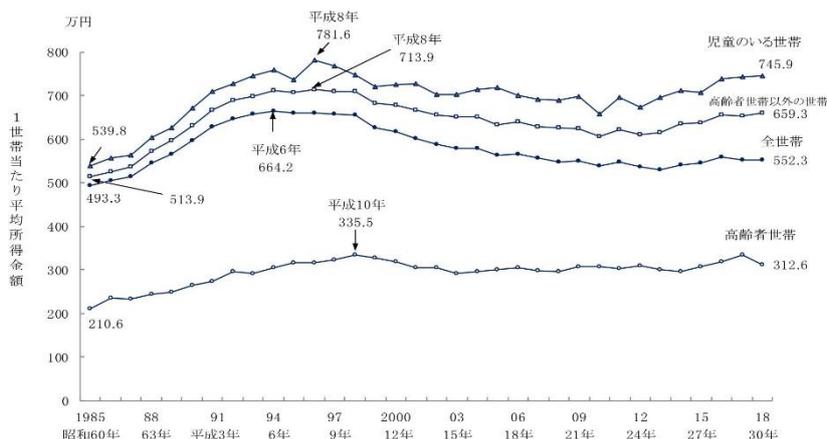
2018（平成30）年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が552万3千円となっている。また、「高齢者世帯」が312万6千円、「高齢者世帯以外の世帯」が659万3千円、「児童のいる世帯」が745万9千円となっている。（表7、図8）

表7 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移

世帯の種類 対前年増減率	2009 (平成21)年	2010 (22)年	2011 (23)年	2012 (24)年	2013 (25)年	2014 (26)年	2015 (27)年	2016 (28)年	2017 (29)年	2018 (30)年
全世帯 (万円)	549.6	538.0	548.2	537.2	528.9	541.9	545.4	560.2	551.6	552.3
対前年増減率 (%)	0.4	△2.1	1.9	△2.0	△1.5	2.5	0.6	2.7	△1.5	0.1
高齢者世帯 (万円)	307.9	307.2	303.6	309.1	300.5	297.3	308.1	318.6	334.9	312.6
対前年増減率 (%)	3.7	△0.2	△1.2	1.8	△2.8	△1.1	3.6	3.4	5.1	△6.7
高齢者世帯以外の世帯 (万円)	623.3	607.3	622.9	610.2	615.2	636.4	638.0	656.3	653.2	659.3
対前年増減率 (%)	△0.4	△2.6	2.6	△2.0	0.8	3.4	0.3	2.9	△0.5	0.9
児童のいる世帯 (万円)	697.3	658.1	697.0	673.2	696.3	712.9	707.6	739.8	743.6	745.9
対前年増減率 (%)	1.3	△5.6	5.9	△3.4	3.4	2.4	△0.7	4.6	0.5	0.3

注：1)2010（平成22）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 2)2011（平成23）年の数値は、福島県を除いたものである。
 3)2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

図8 各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移



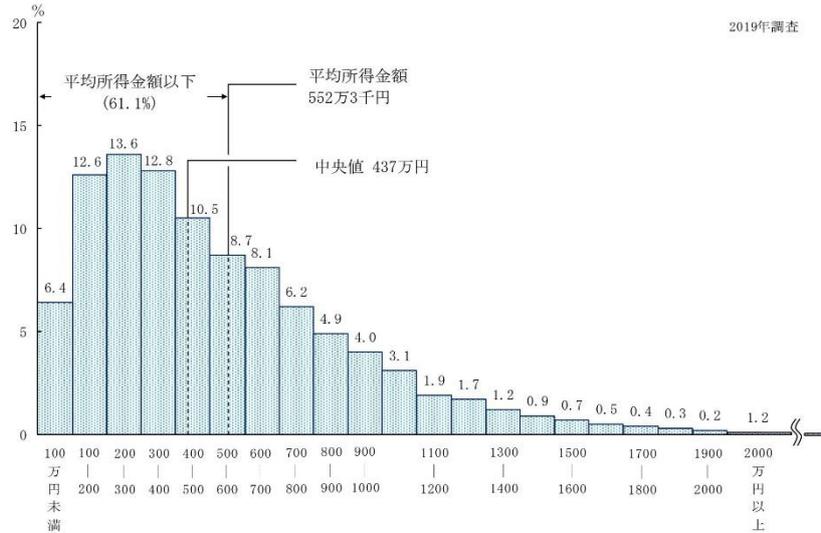
注：1)1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2)2010（平成22）年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
 3)2011（平成23）年の数値は、福島県を除いたものである。
 4)2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

2 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、「200～300万円未満」が13.6%、「300～400万円未満」が12.8%、「100～200万円未満」が12.6%と多くなっている。

中央値（所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値）は437万円であり、平均所得金額（552万3千円）以下の割合は61.1%となっている。（図9）

図9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

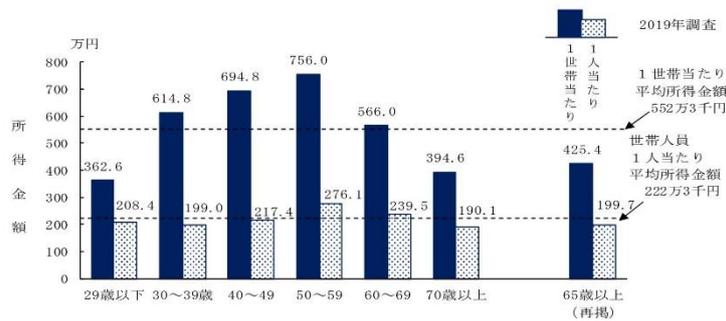


3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が756万円で最も高く、次いで「40～49歳」、「30～39歳」となっており、最も低いのは「29歳以下」の362万6千円となっている。

世帯人員1人当たり平均所得金額をみると、「50～59歳」が276万1千円で最も高く、最も低いのは「70歳以上」の190万1千円となっている。（図10）

図10 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり—世帯人員1人当たり平均所得金額



4 所得の種類別の状況

各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が74.3%、「公的年金・恩給」が19.1%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が63.6%、「稼働所得」が23.0%となっている（表8）。

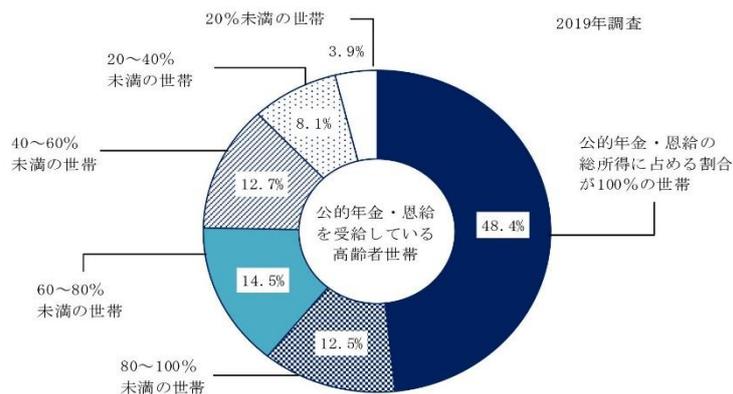
表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額及び構成割合

世帯の種類	総所得	稼働所得	(再掲) 雇用者所得	公的年金・ 恩給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	(再掲) 児童手当等	住 送 り・企業 年金・個人年 金・その他の 所得
2018（平成30）年								
全世帯	552.3	410.3	383.9	105.5	15.8	6.2	3.1	14.5
高齢者世帯	312.6	72.1	60.1	199.0	20.4	1.8	-	19.4
高齢者世帯以外の世帯	659.3	561.3	528.4	63.8	13.7	8.2	4.4	12.3
児童のいる世帯	745.9	686.8	651.8	25.6	8.1	18.5	14.3	6.9
母子世帯	306.0	231.1	225.6	10.4	17.6	37.3	30.1	9.6
2015（平成27）年								
全世帯	545.4	403.3	373.2	104.4	18.3	6.3	3.4	13.1
高齢者世帯	308.1	64.9	49.1	201.5	22.8	1.9	0.0	16.9
高齢者世帯以外の世帯	638.0	535.4	499.7	66.5	16.5	8.0	4.7	11.6
児童のいる世帯	707.6	646.7	609.5	27.2	9.6	17.4	14.1	6.7
母子世帯	270.1	213.9	209.3	7.6	0.5	42.5	31.7	5.7
2018（平成30）年								
1世帯当たり平均所得金額の構成割合（単位：％）								
全世帯	100.0	74.3	69.5	19.1	2.9	1.1	0.6	2.6
高齢者世帯	100.0	23.0	19.2	63.6	6.5	0.6	-	6.2
高齢者世帯以外の世帯	100.0	85.1	80.1	9.7	2.1	1.2	0.7	1.9
児童のいる世帯	100.0	92.1	87.4	3.4	1.1	2.5	1.9	0.9
母子世帯	100.0	75.5	73.7	3.4	5.8	12.2	9.8	3.2
2015（平成27）年								
全世帯	100.0	74.0	68.4	19.1	3.4	1.2	0.6	2.4
高齢者世帯	100.0	21.1	15.9	65.4	7.4	0.6	0.0	5.5
高齢者世帯以外の世帯	100.0	83.9	78.3	10.4	2.6	1.3	0.7	1.8
児童のいる世帯	100.0	91.4	86.1	3.8	1.4	2.5	2.0	0.9
母子世帯	100.0	79.2	77.5	2.8	0.2	15.7	11.8	2.1

注：2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は48.4%となっている（図11）。

図11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



5 貯蓄、借入金の状況

2019年の貯蓄の状況をみると、全世帯では、「貯蓄がある」は81.9%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1077万4千円となっている。高齢者世帯では、「貯蓄がある」は80.1%で、「1世帯当たり平均貯蓄額」は1213万2千円となっている。

借入金の状況をみると、全世帯では、「借入金がある」は28.5%で、「1世帯当たり平均借入金額」は425万1千円となっている。また、児童のいる世帯では、「借入金がある」は55.8%で、「1世帯当たり平均借入金額」は1119万7千円となっている。（表9）

表9 各種世帯の貯蓄額階級別・借入金額階級別世帯数の構成割合

(単位：%)		2019年				
貯蓄・借入金額階級— 平均貯蓄・借入金額	全世帯	高齢者世帯	高齢者世帯 以外の世帯	児童のいる世帯	母子世帯	
貯蓄額階級						
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
貯蓄がない	13.4	14.3	13.0	11.6	31.8	
貯蓄がある	81.9	80.1	82.7	84.4	65.0	
50万円未満	4.6	4.0	4.8	4.3	9.9	
50～100	3.6	2.6	4.0	4.9	7.0	
100～200	7.5	5.8	8.2	10.1	9.4	
200～300	6.1	5.1	6.5	8.1	4.7	
300～400	6.1	5.1	6.5	7.7	4.0	
400～500	3.2	2.6	3.4	4.4	3.7	
500～700	9.3	9.2	9.4	10.6	7.1	
700～1000	6.4	6.6	6.3	8.1	3.2	
1000～1500	9.2	9.6	9.0	8.7	6.7	
1500～2000	5.0	5.6	4.7	3.8	0.3	
2000～3000	6.9	7.8	6.5	4.6	2.5	
3000万円以上	8.9	10.8	8.1	3.9	2.0	
貯蓄あり額不詳	5.4	5.3	5.4	5.3	4.5	
不詳	4.7	5.6	4.3	4.0	3.2	
1世帯当たり 平均貯蓄額(万円)	1 077.4	1 213.2	1 017.6	723.8	389.8	
借入金額階級						
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
借入金がない	63.9	80.5	56.4	38.9	71.0	
借入金がある	28.5	8.1	37.5	55.8	25.8	
50万円未満	1.2	1.1	1.2	1.0	2.2	
50～100	1.4	0.9	1.6	1.2	3.8	
100～200	2.5	1.4	3.0	2.3	4.8	
200～300	1.8	0.6	2.4	1.9	3.1	
300～400	1.3	0.6	1.7	1.3	1.4	
400～500	0.8	0.3	1.0	0.8	1.4	
500～700	1.8	0.8	2.3	2.1	0.3	
700～1000	1.8	0.4	2.5	3.1	2.3	
1000～1500	3.7	0.7	5.1	7.1	3.0	
1500～2000	3.0	0.4	4.2	7.7	0.9	
2000～3000	5.0	0.3	7.1	15.2	2.2	
3000万円以上	3.2	0.3	4.5	10.1	-	
借入金あり額不詳	0.8	0.3	1.0	2.0	0.3	
不詳	7.7	11.4	6.0	5.2	3.2	
1世帯当たり 平均借入金額(万円)	425.1	72.3	574.5	1 119.7	148.7	

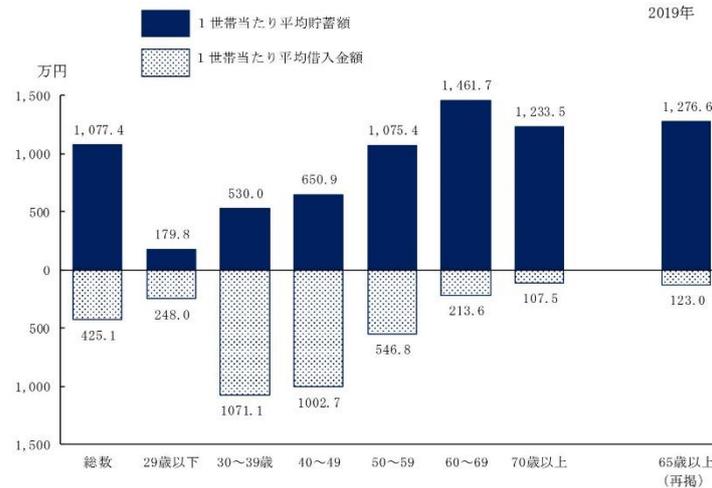
注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。

2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。

世帯主の年齢階級別に1世帯当たり平均貯蓄額の状況を見ると、「60～69歳」が1461万7千円で最も高く、次いで「70歳以上」が1233万5千円となっている。

また、1世帯当たり平均借入金額の状況を見ると、「30～39歳」が1071万1千円と最も高く、次いで「40～49歳」が1002万7千円となっている。（図12）

図12 世帯主の年齢（10歳階級）別にみた1世帯当たり平均貯蓄額－平均借入金額



注：1) 「1世帯当たり平均貯蓄額」には、不詳及び貯蓄あり額不詳の世帯は含まない。
 2) 「1世帯当たり平均借入金額」には、不詳及び借入金あり額不詳の世帯は含まない。
 3) 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

世帯主の年齢階級別に貯蓄の増減状況を見ると、前年と比べて「貯蓄が減った」は総数で38.2%となっており、60歳以上では4割を超えている。

貯蓄の減った世帯の減額理由をみると、すべての年齢階級で「日常の生活費への支出」は6割を超え、59歳以下では「入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出」が約3割となっている。また、「株式等の評価額の減少」は、60歳以上で10%程度となっている。（表10）

表10 世帯主の年齢階級別にみた貯蓄の増減状況－減額理由（複数回答）別世帯数の構成割合

（単位：％）

2019年

世帯主の年齢階級	総数	貯蓄が増えた	変わらない	貯蓄が減った	減額理由（複数回答）				
					日常の生活費への支出	土地・住宅の購入費	入学金、結婚費用、旅行等の一時的な支出	株式等の評価額の減少	その他
総数	100.0	12.5	37.9	38.2 (100.0)	(69.2)	(7.3)	(24.1)	(8.0)	(28.7)
29歳以下	100.0	27.8	44.1	22.1 (100.0)	(67.8)	(8.4)	(28.1)	-	(33.7)
30～39歳	100.0	26.5	37.3	30.8 (100.0)	(63.8)	(18.5)	(29.9)	(3.0)	(26.1)
40～49	100.0	19.6	40.3	33.3 (100.0)	(65.6)	(9.3)	(36.5)	(3.0)	(25.2)
50～59	100.0	17.1	40.4	32.6 (100.0)	(60.5)	(6.9)	(36.4)	(6.6)	(32.4)
60～69	100.0	9.9	35.5	43.0 (100.0)	(72.8)	(7.2)	(19.9)	(8.5)	(30.1)
70歳以上	100.0	4.5	36.8	42.9 (100.0)	(72.1)	(5.0)	(17.4)	(11.0)	(27.8)
(再掲)65歳以上	100.0	5.3	36.4	43.4 (100.0)	(72.9)	(5.4)	(17.7)	(10.3)	(27.8)

注：1) 「総数」には、増減状況不詳を含む。
 2) 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

6 貧困率の状況

2018（平成30）年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%（対2015年△0.3ポイント）となっている。また、「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.5%（対2015年△0.4ポイント）となっている。

「子どもがいる現役世帯」（世帯主が18歳以上65歳未満で子どもがいる世帯）の世帯員についてみると、12.6%（対2015年△0.3ポイント）となっており、そのうち「大人が一人」の世帯員では48.1%（対2015年△2.7ポイント）、「大人が二人以上」の世帯員では10.7%（対2015年0ポイント）となっている。

なお、OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金を追加）に基づき算出した「相対的貧困率」は15.7%、「子どもの貧困率」は14.0%、「子どもがいる現役世帯」の世帯員は13.1%、そのうち「大人が一人」の世帯員は48.3%、「大人が二人以上」の世帯員は11.2%となっている。（表11、図13）

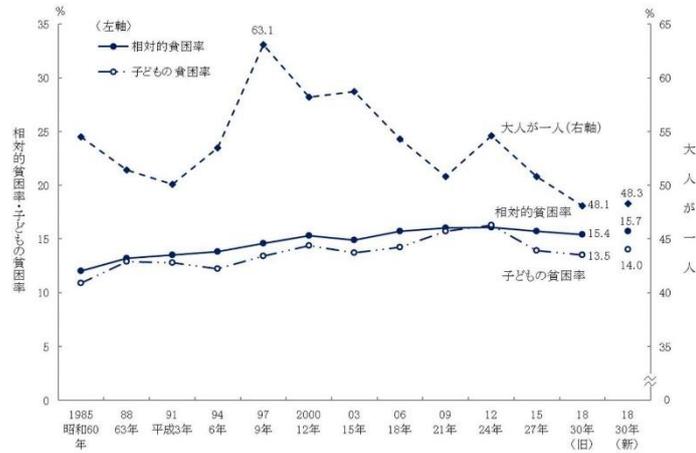
表11 貧困率の年次推移

表11 貧困率の年次推移

	1985 (昭和60)年	1988 (63)	1991 (平成3)年	1994 (6)	1997 (9)	2000 (12)	2003 (15)	2006 (18)	2009 (21)	2012 (24)	2015 (27)	2018 (30)	
													新基準
相対的貧困率	(単位：%)												
子どもの貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2
中央値 (a)	(単位：万円)												
貧困線 (a/2)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	244	253	248
	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122	127	124

- 注：1) 1994（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

図13 貧困率の年次推移



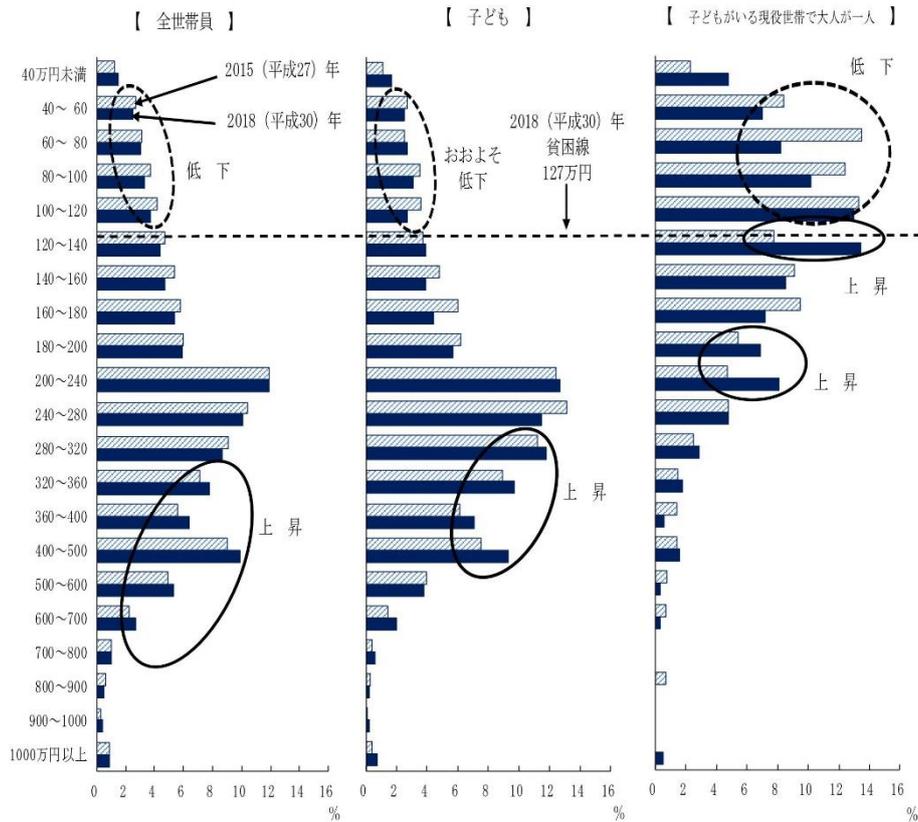
- 注：1) 1984（平成6）年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2) 2015（平成27）年の数値は、熊本県を除いたものである。
 3) 2018（平成30）年の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 4) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。
 5) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
 6) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

等価可処分所得金額別に世帯員数の相対度数分布（旧基準）をみると、平成27年に比べ、「全世帯員」では40～120万円未満で低下し、320～700万円未満で上昇している。

「子ども」（17歳以下）では40～120万円未満でおよそ低下し、280～500万円未満で上昇している。

「子どもがいる現役世帯で大人が一人」では40～120万円未満で低下し、120～140万円未満及び180～240万円未満で上昇している。（図14）

図14 等価可処分所得金額階級別世帯員数の相対度数分布（旧基準）

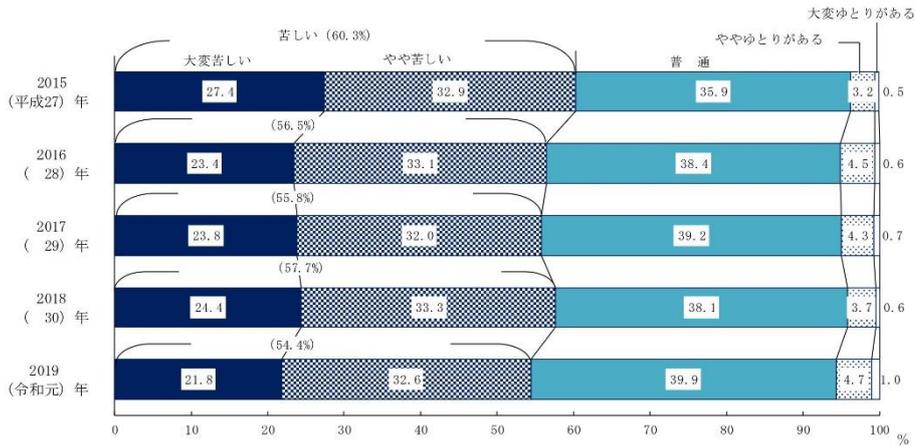


注：1) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
2) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

7 生活意識の状況

生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」）が54.4%となっている（図15）。

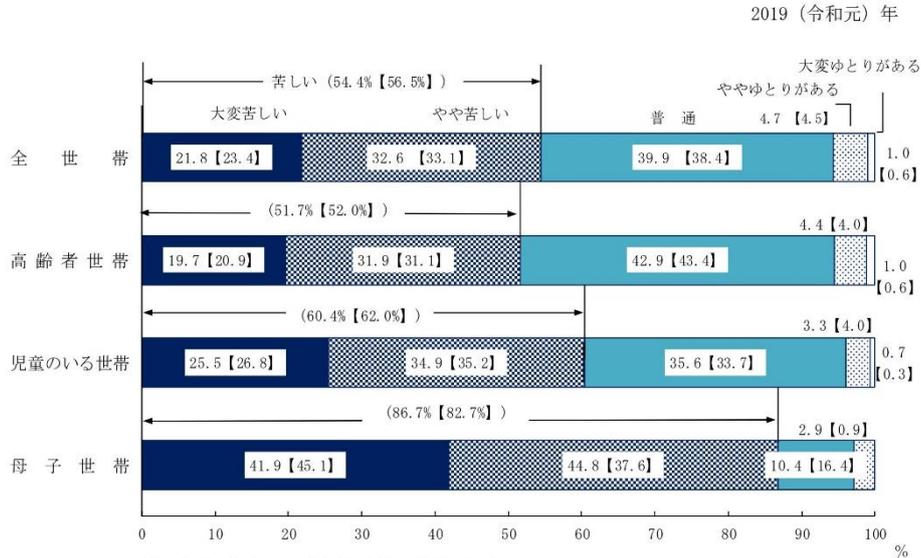
図15 世帯の生活意識の年次推移



注：2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「母子世帯」が86.7%、「児童のいる世帯」が60.4%となっている（図16）。

図16 各種世帯の生活意識



注：1) 【 】は2016（平成28）年の数値である。

2) 2016（平成28）年の数値は、熊本県を除いたものである。

1. 父子世帯の状況について

1表 年齢別世帯数

区 分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
平成30年度	0	2	14	23	13	3	55
令和元年度	0	2	15	24	12	3	56
令和2年度	0	0	13	21	11	3	48

(再掲) 父と子のみからなる世帯

区 分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
平成30年度	0	1	4	3	1	1	10
令和元年度	0	0	4	6	1	1	12
令和2年度	0	0	4	4	1	1	10

2表 児童の状況

区分	就学前	就 学									計	
		義 務 教 育			高 校 高 専	短 大	大 学	専 修 学 校 そ の 他	就 業	無 職		そ の 他
		小 学 校	中 学 校	小 計								
平成30年度	4	26	19	45	22	0	4	1	9	0	0	85
令和元年度	6	23	17	40	22	0	4	1	11	0	0	84
令和2年度	2	19	13	32	23	0	2	0	7	1	0	67

3表 就労収入の状況 (年収)

区分	0	50万円未満	50万円以上 75万円未満	75万円以上 100万円未満	100万円以上 125万円未満	125万円以上 180万円未満	180万円以上 240万円未満	240万円以上 300万円未満	300万円以上	不明	計
平成30年度	3	0	0	0	3	7	15	14	13	0	55
令和元年度	3	0	0	0	0	8	19	13	13	0	56
令和2年度	1	1	0	0	2	7	15	11	11	0	48

4表 公的年金、生活保護等の受給状況

区分	公 的 年 金					生 活 保 護		
	受給 している	内 訳				受給 している	内 訳	
		児童扶養手当	児童手当	遺族年金	その他		医 単	併 給
平成30年度	40	37	34	4	0	0	0	0
令和元年度	40	36	34	4	0	0	0	0
令和2年度	33	28	27	3	0	0	0	0

2. 母子世帯の状況について

1表 年齢別世帯数

区 分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
平成30年度	0	22	103	137	31	4	297
令和元年度	0	19	98	136	31	3	287
令和2年度	0	18	98	116	37	3	272

(再掲) 母と子のみからなる世帯

区 分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
平成30年度	0	4	29	54	16	0	103
令和元年度	0	5	24	55	16	0	100
令和2年度	0	6	24	49	13	0	92

2表 児童の状況

区分	就学前	就 学							就業	無職	その他	計
		義 務 教 育			高校 高専	短大	大学	専修学校 その他				
		小学校	中学校	小 計								
平成30年度	56	128	92	220	98	1	15	10	38	0	1	439
令和元年度	55	128	73	201	94	2	19	10	32	1	6	420
令和2年度	51	129	69	198	90	2	9	14	33	4	0	401

3表 就労収入の状況（年収）

区分	0	50万円 未満	50万円 以上 75万円 未満	75万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 125万円 未満	125万円 以上 180万円 未満	180万円 以上 240万円 未満	240万円 以上 300万円 未満	300万円 以上	不明	計
平成30年度	25	5	6	20	39	97	66	29	10	0	297
令和元年度	22	3	5	25	36	86	65	34	11	0	287
令和2年度	23	6	2	16	40	79	64	34	8	0	272

4表 公的年金、生活保護等の受給状況

区分	公 的 年 金					生 活 保 護		
	受給 している	内 訳				受給 している	内 訳	
		児童扶養手当	児童手当	遺族年金	その他		医単	併給
平成30年度	213	200	202	24	3	9	0	9
令和元年度	196	188	186	22	4	8	0	8
令和2年度	197	189	182	16	4	7	0	8

平成30年度 北秋田市生活保護状況(福祉行政報告例)

月	人口	被保護世帯	人員	保護率	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助						医療扶助						出産扶助		生業扶助		葬祭扶助		保護開始		保護廃止				
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	総数		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護老人医療施設	地域密着老人施設	居宅介護	総数		入院精神	入院他	入院計	入院外精神	入院外他	入院外計	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
											世帯	人員						世帯	人員																
4	31,912	327	400	12.5	262	325	159	202	6	10	86	90	13	8	1	3	65	285	335	24	8	32	25	278	303	0	0	5	8	0	0	3	3	3	2
5	31,912	327	399	12.5	248	307	159	201	5	8	84	88	13	8	1	3	63	291	341	24	9	33	25	283	308	0	0	4	5	0	0	3	4	5	5
6	31,912	326	397	12.4	252	312	157	199	5	8	82	86	14	8	1	3	60	292	341	23	11	34	24	283	307	0	0	5	6	0	0	4	5	2	2
7	31,912	330	401	12.6	253	313	161	204	5	8	86	91	16	8	1	3	63	295	342	24	13	37	24	281	305	0	0	5	6	0	0	6	7	1	1
8	31,912	332	401	12.6	257	312	159	198	5	8	86	89	15	7	1	3	63	296	342	27	13	40	24	278	302	0	0	5	6	0	0	2	2	6	6
9	31,912	327	397	12.4	268	330	157	200	5	8	82	85	13	7	1	3	61	291	338	26	9	35	23	280	303	0	0	5	6	0	0	3	4	3	3
10	31,912	327	397	12.4	271	331	155	197	5	9	85	89	13	7	0	3	66	292	338	26	7	33	22	283	305	0	0	5	6	0	0	3	3	2	2
11	31,912	330	398	12.5	272	328	159	197	5	8	83	87	12	7	0	3	65	289	335	25	8	33	22	280	302	0	0	5	6	0	0	6	6	4	4
12	31,912	331	399	12.5	273	333	161	203	5	8	83	87	13	6	0	3	65	292	338	23	7	30	23	285	308	0	0	5	6	0	0	3	3	1	1
1	31,912	332	402	12.6	274	332	159	197	5	8	83	87	12	6	0	3	66	293	340	20	9	29	23	288	311	0	0	5	6	0	0	3	5	2	2
2	31,912	333	402	12.6	272	332	161	202	5	8	86	90	14	7	0	3	66	297	345	20	8	28	22	295	317	0	0	5	6	0	0	3	3	3	3
3	31,912	334	405	12.7	274	336	162	203	7	10	83	87	15	5	0	2	65	299	346	22	12	34	20	292	312	0	0	6	7	1	1	4	5	5	13
合計		3956	4798		3176	3891	1909	2403	63	101	1009	1056	163	84	6	35	768	3512	4081	284	114	398	277	3406	3683	0	0	60	74	1	1	43	50	37	44

令和元年度(平成31年度) 北秋田市生活保護状況(福祉行政報告例)

月	人口	被保護世帯 人員	保護率	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助							医療扶助						出産扶助		生業扶助		葬祭扶助		保護開始		保護廃止					
				世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	総数		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護老人医療施設	地域密着老人施設	居宅介護	総数		入院精神	入院他	入院計	入院外精神	入院外他	入院外計	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
												世帯	人員						世帯	人員																
4	31,292	334	400	12.8	273	328	159	193	4	6	84	88	15	5	0	2	66	297	341	22	12	34	19	288	307	0	0	5	5	0	0	4	7	3	4	
5	31,292	333	401	12.8	261	316	160	196	4	5	85	89	15	5	0	2	67	298	342	23	12	35	20	287	307	0	0	5	5	0	0	2	4	1	1	
6	31,292	336	403	12.9	259	315	164	199	4	5	87	91	15	5	0	2	69	304	349	24	11	35	22	292	314	0	0	5	5	0	0	4	4	6	7	
7	31,292	334	399	12.8	262	318	165	202	4	5	86	90	15	5	0	2	68	299	344	22	7	29	22	293	315	0	0	5	5	0	0	4	6	3	5	
8	31,292	334	399	12.8	260	316	163	203	4	5	86	90	15	5	0	2	68	296	337	21	10	31	23	283	306	0	0	4	4	1	1	3	5	1	2	
9	31,292	339	402	12.8	275	332	165	204	4	5	87	91	16	5	0	2	68	301	338	23	7	30	22	286	308	0	0	4	4	1	1	6	6	3	3	
10	31,292	341	405	12.9	281	338	171	210	4	5	88	91	15	5	0	2	69	303	344	21	6	27	22	295	317	0	0	5	5	0	0	5	7	0	0	
11	31,292	345	409	13.1	287	345	182	220	4	5	89	92	16	5	0	2	69	309	352	21	10	31	23	298	321	0	0	5	5	0	0	4	6	4	4	
12	31,292	341	408	13.0	283	344	173	216	5	6	87	90	15	4	0	2	69	307	352	22	10	32	30	290	320	0	0	4	4	0	0	2	4	7	7	
1	31,292	334	400	12.8	281	341	173	215	4	5	85	88	12	4	0	2	70	301	345	19	10	29	34	282	316	0	0	4	4	0	0	1	1	2	2	
2	31,292	335	400	12.8	280	337	168	210	5	6	87	90	12	4	0	2	72	302	347	19	7	26	36	285	321	0	0	4	4	0	0	3	3	6	6	
3	31,292	330	396	12.7	274	330	167	209	5	7	84	87	11	4	0	2	70	301	350	20	9	29	36	285	321	0	0	4	4	0	0	1	1	6	7	
合計		4036	4822		3276	3960	2010	2477	51	65	1035	1077	172	56	0	24	825	3618	4141	257	111	368	309	3464	3773	0	0	54	54	2	2	39	54	42	48	

令和2年度 北秋田市生活保護状況(福祉行政報告例)

月	人口	被保護世帯	人員	保護率	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助						医療扶助						出産扶助		生業扶助		葬祭扶助		保護開始		保護廃止												
											総数		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護老人医療施設	地域密着老人施設	居宅介護	総数		入院精神	入院他	入院計							入院外精神	入院外他	入院外計	世帯	人員										
											世帯	人員						世帯	人員																								
4	30,555	324	386	12.6	269	323	164	200	4	6	80	83	11	3	0	2	67	297	339	18	9	27	37	275	312	0	0	2	2	0	0	1	1	2	2								
5	30,555	326	387	12.7	248	299	164	200	4	6	80	83	11	5	0	2	65	293	335	20	7	27	32	276	308	0	0	2	2	0	0	4	4	3	4								
6	30,555	326	387	12.7	246	297	162	199	4	6	82	86	12	5	0	2	67	291	329	19	9	28	31	270	301	0	0	2	2	0	0	1	1	4	4								
7	30,555	324	389	12.7	241	297	159	200	5	10	81	85	12	5	0	2	66	286	324	22	6	28	29	267	296	0	0	3	3	1	1	3	8	4	4								
8	30,555	322	385	12.6	240	295	157	198	5	10	80	84	12	5	0	2	65	287	328	20	9	29	30	269	299	0	0	3	3	1	1	1	1	3	3								
9	30,555	322	386	12.6	261	319	160	201	5	10	82	87	12	4	0	2	69	286	329	17	5	22	29	278	307	0	0	3	3	1	1	3	4	5	5								
10	30,555	322	387	12.7	264	323	158	199	5	10	79	83	12	4	0	2	65	287	329	19	7	26	28	275	303	0	0	3	3	0	0	4	5	2	2								
11	30,555	322	385	12.6	264	322	168	209	5	10	84	87	12	4	1	1	69	290	333	17	12	29	28	276	304	0	0	3	3	0	0	2	2	3	3								
12	30,555	319	382	12.5	265	323	161	202	5	10	83	86	11	4	1	1	69	286	326	19	3	22	28	276	304	0	0	3	3	0	0	2	2	3	4								
1	30,555	316	376	12.3	261	316	160	199	5	10	83	86	11	4	1	1	69	281	320	19	6	25	28	267	295	0	0	3	3	0	0	1	1	4	4								
2	30,555	314	374	12.2	257	311	160	198	5	10	85	88	12	4	1	1	70	280	316	15	5	20	26	270	296	0	0	3	3	0	0	2	2	3	3								
3	30,555	317	378	12.4	259	315	161	199	6	11	87	90	11	5	1	1	72	284	320	13	4	17	24	279	303	0	0	3	3	1	1	5	7	2	5								
合計		3854	4602		3075	3740	1934	2404	58	109	986	1028	139	52	5	19	813	3448	3928	218	82	300	350	3278	3628	0	0	33	33	4	4	29	38	38	43								

北秋田市子どもの輝き応援計画
令和3年3月

発行・編集 北秋田市 健康福祉部 福祉課こども福祉係
〒018-3392
秋田県北秋田市花園町19番1号
電話 0186-62-6638